

給与所得者異動届出書記載例

給与支払報告に係る 給与所得者異動届出書

◎異動があった場合、すみやかに提出してください。

※ 処理 事項	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者指定番号	1 2 3 4 5 6		
個人番号	1		
連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係	人事課給与係	
	氏名	南田 園子	
	電話	(042) 598-1011	

※必ず指定番号・個人番号を記入してください。

必ず指定番号・個人番号を記入する。

異動後の未徴収税額の徴収欄は異動後の徴収方法の番号を○で囲む。

異動事由欄は特別徴収出来なくなった事由の番号を○で囲む。

年税額から徴収済額を差し引いた残額を記入。
(ア) - (イ) = (ウ)

既に徴収した月割額の合計額。

特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載された合計年税額を記入。

すでに異動届提出先市町村の指定番号をもっている場合は、その番号を記入する。
又、初めて異動届提出先市町村で特別徴収のときは、「新」を○で囲む。

平成 24 年 10 月 31 日	給与支払者 榎原村長あて	所在地 〒190-0212 榎原村467番地1	特別徴収義務者指定番号 1 2 3 4 5 6	個人番号 1
氏名 北田 園美 (旧姓)	代表者の職氏名印 代表取締役 山中 一郎	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号 係 人事課給与係 氏名 南田 園子 電話 (042) 598-1011	異動事由 ①退職(音) ②退職(体) ③退職(長) ④退職(死) ⑤退職(社)	異動後の未徴収税額 ①特別徴収継続 ②一括徴収(残額を退職金から全額徴収して納入する) ③普通徴収(異動を退職者の本人が納入する)
特別徴収税額 (年税額) 円 96,000	徴収済月 6 月分	徴収済額 円 32,000	未徴収税額 (ア) 円 64,000	異動年月日 24.10.26
給与又は退職手当等の支払予定日		支払予定日ごと徴収予定額	合計 (上記(ア)と同額)	
異動後の住所		榎原村2717		

※1月1日～4月30日までの間の退職は、一括徴収が義務づけられています。

1月1日以降退職時までの給与支払額	控除社会保険料額	退職手当等の支払額 (支払予定額)	勤続年数
円 3,142,800	円 310,000	円 2,596,000	3 年
※市区町村記号	基本コード	異動区分	異動事由
23		29	30
			決定月
			32
			開始月
			34
			36
			42

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

※初めて特別徴収のときは「新」に○

月割額 円	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 郵便番号	特別徴収義務者指定番号	新
月分から徴収し納入する。	フリガナ		新規は納入書の要・否に○	要 否
給与支払方法及びその期日	名称	代表者の職氏名印	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	
			電話 () -	

新規のときは、要・否どちらかを○で囲む

転勤などにより新しい勤務先へ行かれる場合はその名称、所在地、電話番号等を記入する。その場合月割額を連絡されている時はその月割額と徴収する月を必ず記入する。

異動届出書を市区町村に提出する日を記入。

異動があった納税者の氏名(フリガナ)を記入。

退職等で24年1月1日現在の住所と変更がある場合は、新しい現住所を記入。

退職時の給与又は退職金から一括して徴収して納入する場合記入。

この記入例の場合残った税額を全額徴収し、10月分で納入するということです。

① 転勤 再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に「手続を済ませたうえで」一月一日現在の住所(「遷居地」)の市区町村に送付してください。
② 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に、未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。